

生活困窮者等自立支援プラットフォーム整備事業について（Q & A）

令和 4 年 7 月
社 会 福 祉 課

Q 1 事業の目的を示せ。

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備することを目的とする。

Q 2 国において当該事業を行うこととした目的は何か。

我が国経済は、原油価格等が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況にある。

そこで、令和 4 年 4 月 26 日に、国の「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定され、その柱の 1 つとして、「原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」に取り組むこととされ、その中において、生活困窮者に係る相談支援体制を整備することとされた。

Q 3 本県において当該事業を行う必要性を示せ。

本県においても原油価格等が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況は、他県と変わらずある。

さらに、離島を抱えている本県においては、物価高騰の影響が他県より大きくなることが想定される。

また、県本土と離島では、必要な支援が異なる状況も想定されることから、当該プラットフォームを設置して実態調査を行うことで、県本土と離島それぞれにおいて効果的な支援を把握する必要がある。

その上で、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等の影響により活動が増加している地域において、生活困窮者の支援を行っている民間団体に補助金を交付することで、運営基盤がぜい弱な民間団体の支援体制の強化を図る必要があると考えられることから、今回の国の支援スキームを活用することとしたところである。

Q 4 事業内容はどうなっているのか。

本事業は、社会福祉協議会、民生委員及びその他NPO法人等の民間団体と連携して、地域における生活困窮の実態を把握し、効果的な支援策を検討するためのプラットフォームを設置（2か所）するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等の影響により活動が増加している民間団体に補助金を交付するものである。

Q 5 事業の実施スケジュールを示せ。

以下のスケジュールで事業を実施することを想定している。

6月末	事務局会議 プラットフォーム構築委員会等の選定 第1回プラットフォーム構築会議（仮）開催
7月前半	自立支援機関に対する事業概要の説明と支援メニューの周知
7月後半	第2、第3回プラットフォーム構築会議及び部会（審査会議）
8月	第4、第5回プラットフォーム構築会議及び部会（審査会議） 現地調査（フィールドワーク）
9月	第1回目補助金概算払い（4月以降の実績に対する支給）
10月～	第6～第8回プラットフォーム構築会議及び部会（審査会議） 現地調査（フィールドワーク）
2月～	第9回プラットフォーム構築会議 手引書作成協議（事務局）
3月	手引書完成 事業完了報告 第2回目補助金精算払い

Q 6 プラットフォームの役割を示せ。

プラットフォームの役割は、以下のとおり

- ① 支援体制構築のための検討会議（プラットフォーム）を設置
- ② フィールドワーク（現地調査）の実施
- ③ 要支援団体の把握及び生活困窮者支援に係る手引書（リーフレット）の作成
- ④ 要支援団体への補助金交付の可否の決定及び交付

Q 7 プラットフォーム構築委員会の構成を示せ。

以下の参加メンバーで構成している。

- ① 自立相談支援機関
- ② 自治体（県・市町村）
- ③ 生活福祉資金貸付業務担当者（社協等）
- ④ 子ども食堂
- ⑤ NPO法人等
- ⑥ 学識経験者（大学教授等）

Q 8 補助事業は、どのような内容か。

今回の物価高騰等に伴い、事業量の増加がプラットフォームにおいて認められた民間団体に対し、50万円を上限に活動費を助成するもの。

Q 9 補助事業の対象者を示せ。

補助対象者は、以下のとおり。

- ①自立支援機関と連携して生活困窮者の自立を支援している団体
- ②今回の物価高騰等により、支援に係る事業量が増加したとプラットフォームによって認められた団体
- ③補助金等の経理を確実に行うことが可能な団体（団体の規模は不問）

Q10 補助金の交付対象経費は、具体的にどのようなものか。

具体的な補助金の交付対象経費は、以下のとおり。

具体的には、食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借り上げ料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等。

Q11 補助金の支給開始時期はいつか。

補助金の交付申請やプラットフォームにおける審査等の時期がかかるが、今回の対策は緊急対策であることを踏まえるとできるだけ早い支給を行うべきと考えており、9月末までの支給開始を目指している。

なお、9月の支給については、支給対象時期に既に支出した経費のみを支給することを想定している。

Q12 補助金の支給対象となるのは、いつからいつまでか。
4月分の経費から遡及して対象とすることが可能か。

本年4月には既に燃油等の高騰による影響が出てきていたことから、令和4年4月28日から令和5年2月末までに支出した経費を対象とする。

Q13 補助金の補助率はどうなっているのか。
支給対象となる経費が上限を超えなければ、実費が全額支給されるのか。

補助率は、支給対象経費の10/10を想定している。

については、支給対象となる経費が上限額を超えない場合は全額が支給対象となり得る。

Q14 補助事業の申請をどのように受け付けるのか。

補助の対象として、自立支援機関と連携していることを条件としていることから、自立支援機関に申請書を提出し、自立支援機関において当該団体と連携していることについて、書類を付して申請書を受け付けることを想定している。（別紙スキーム図のとおり）

Q15 民間団体への補助事業をプラットフォームで支給を決定すると聞いているが、誰が、どのように決定するのか。

補助金の支給決定については、プラットフォーム参加メンバーの中から公的支援機関に係る者を抽出した部会を設定し、部会において決定したうえで、プラットフォームに報告することを想定している。

理由としては、プラットフォーム構築委員会のメンバーの中で、子ども食堂、NPO法人等は、当該事業の申請者となる可能性があり、認定審査メンバーには適しないと考えられるためである。

Q16 事業の広報はどのように行っているか。

事業の広報としては、以下を実施している。

- ① 県HPでの公表
- ② マスコミへの情報提供
- ③ 自立支援機関を通じた連携団体への広報
- ④ 市町村への周知依頼
- ⑤ 子ども食堂等関係団体への広報

※ 補助事業については、自立支援機関との連携が条件であることから、基本的には自立支援機関を通じた広報となるが、多くの団体に制度を把握してもらうため、県HPや青潮会への情報提供、市町村への周知依頼等も行うことで支援が必要な団体へもれなく周知していくこととしている。

Q17 当該事業は、今年度単年度事業か。

本事業は、今般の燃油高騰等に伴う緊急対策的な事業であり、基本的には今年度限りの単年度事業である。

しかし、現地調査の結果として、地域の実情に応じた柔軟な支援を行うための手引き書を作成することとしており、当該手引書については、翌年度以降の活用されるものと考えている。

また、構築委員会における意見等を今後の支援に生かすことを想定していることから、意見等を踏まえ、翌年度以降新たな事業を行うかについては、構築委員会の意見を聞きながら、今後検討することとなる。

Q18 計上した予算額を超える申請が来た場合、どのように補助金を交付するのか。

当該補助金は、緊急対策であることから、できるだけ早く支給を行うべきと考えていることから、基本的には、申請を受け付けた順番に審査し、順次交付を決定することを想定している。

については、申請の状況によっては、支給ができない場合もありうると思われる。

Q19 今まで数名の同士で活動しており、組織化まではしていなかったが、今回の支援を受けるため、組織化することを検討している。補助金の対象となり得るか。

申請時点で組織化していることが確認でき、補助金の受け手となり得ることが確認できれば補助対象とすることは可能と考えるが、補助金の支給対象は、組織化した後の経費のみが対象となる。

Q20 活動実態の不明な組織が補助金目当てで書類を不正に作成する事件等が発生しているが、本事業におけるチェック体制はどうなっているか。

本事業の補助対象は、「自立支援機関と連携して支援を行っている」ことが要件となっている。

補助金の申請に当たっては、自立支援機関との連携を確認することとなることから、活動実態が不明な団体についての確認は、自立支援機関において確認できると考えている。

Q21 市町村が自立相談支援機関を直営で実施しているが、一部の業務を委託して行っている場合、委託を行っている市町村において連携を行っている団体として考え、補助金の申請は可能か。

本補助金は、自立相談支援機関（委託を行っている場合、受託機関）と連携して生活困窮者の支援を行っている民間団体が対象である。

市町村が業務を委託している場合、当該団体は、その業務を「市町村の代わりに行っている」ことから、自立相談支援機関の一部とみなされるため、対象とはならない。

また、委託費については、本来市町村において当該業務を行うために措置されるべきものであり、生活困窮者自立支援制度の補助金の対象となると考えられるため、補助金の二重支給となる可能性もあると考えられる。

Q22 共同事業体として受託をしている社会福祉協議会等の法人であるが、代表者でない法人である場合は、補助金の申請を行うことは可能か。

共同事業体で受託をしている場合、「共同で」受託をしていることから、自立相談支援機関の一部とみなすべきであるため、補助金の申請を行うことはできない。

Q23 市町村が自立相談支援機関を直営で実施しているが、一部の業務を委託して行っている場合で、当該法人が受託している市町村以外の市町村にお自立相談支援機関と連携を行っている場合、補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、当該団体は、補助金の申請を行うことは可能。

理由は、あくまで受託している市町村においては、自立相談支援機関の一部であるが、受託関係のない別な市町村では、自立相談支援機関とはみなされないためである。

ただし、補助金の申請を行う場合は、受託している経費と区分して経理を行い、本補助金の経費が自立相談支援機関の一部の経費に使用されないようにすること。

Q24 市町村が自立相談支援機関を直営で実施している場合、当該市町村の別の課と連携して生活困窮者の支援を行っている場合、補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、連携内容が確認できれば、補助金の申請を行うことは可能。（国への照会結果）

Q25 現在は、自立相談支援機関と連携していないが、今後連携する場合に補助金の申請を行うことは可能か。

当該事例の場合、補助金の申請日時点で自立相談支援機関と連携を行っていれば、補助金の申請を行うことは可能。

理由は、自立相談支援機関が作成する「自立相談支援機関連携確認書」において、申請日時点での連携状況を記載することが可能であるためである。

なお、対象経費については、生活困窮者の支援を行っていれば、連携前の経費から対象とすることは可能である。（国への照会結果）

Q26 市町村が自立相談支援機関を委託により実施している場合（直営で一部業務を委託している場合を含む）、補助金の申請書類である「自立相談支援機関連携確認書」（第1号様式別紙3）の自立相談支援機関名は、市町村を記載するのか、受託している法人を記載するのか。

受託している法人を記載すること。

理由は、当該様式には、具体的な連携内容を記載することとしており、受託法人でなければ当該内容の記載が困難であるためである。

Q27 8月19日（金）までに申請することとされているが、当該期日までに自立相談支援機関に到達すればよいと考えてよいか。

申請期限である8月19日（金）までに事務局まで到達することを要件としている。

理由としては、当該補助金が燃油高騰等により支援が増加している民間団体が補助対象であり、多くは財務体質がぜい弱であると考えられることから、9月までに1回目の概算払いを行うこととしており、早急な交付決定を行う必要があるためである。

Q28 本補助金の広報を行う団体は、自立相談支援機関が決めてよいのか。

自立相談支援機関が決めてよい。

理由としては、連携している団体は、自立相談支援機関が一番把握できているためである。

Q29 事業計画書の作成に慣れていない団体が多いと考えられるが、記載方法等についてどのように助言すればよいか。

県と事務局で協議して記載例を作ることとしており、当該記載例を基に助言してほしい。

記載例については、改めて自立相談支援機関に送付するとともに県ホームページにも掲載する予定である。